相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県宇佐郡院内町大字二日市三一八番地、最後の住所不明　被相続人　亡　中西キクヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十四日　大分県宇佐市安心院町荘三二一番地の一　相続財産管理人　石川　省一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県曽於市大隅町岩川三二一六番地一、最後の住所鹿児島県曽於市大隅町岩川三二一六番地五　被相続人　亡　谷川　政彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十四日　事務所鹿児島県曽於市末吉町二之方六〇一五番地五　相続財産管理人　司法書士　田代　啓太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県豊見城市字保栄茂一九九番地、最後の住所沖縄県豊見城市字保栄茂一九九番地　被相続人　亡　東泊ヨシ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十四日　沖縄県豊見城市字翁長八五四―二サクセスビル三階三〇五号室　相続財産管理人　西端　裕子

無縁墳墓等改葬公告

墓地環境整備のため、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十八年十一月二十四日　兵庫県尼崎市扶桑町一番一号　日鉄住金機工株式会社

債権申出の公告（第三回）

確定給付企業年金　清算人　肌勢　貴俊

当法人は、平成二十八年七月二十日京都地方裁判所の解散を命ずる判決の確定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月二十四日　京都市右京区嵯峨朝日町二九番地　宝寿寺　清算人　川口　直也　事務所　京都市中京区間之町通御池西南角京ビル二号館五階

平成二十八年十一月二十四日　神戸市中央区中島通五丁目一一、墳墓等の名称　春日野墓地　一、墳墓等所在地　神戸市中央区中島通五丁目一一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　壁谷真蔭　北田良三　五十嵐福次郎　一、改葬を行おうとする者　神戸市中央区中島通五丁目一番一号　春日野墓地管理者　上田文子

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を山梨県知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十八年十一月二十四日　一、住所氏名　山梨県北杜市小淵沢町上笹尾三三三一番地一一四　株式会社ニッセイバイオ　代表取締役　齋藤　敏樹　営業保証金額　金二万円

債権申出の公告（第一回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十八年八月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十八年十一月二十四日　兵庫県尼崎市扶桑町一番一号　日鉄住金機工株式会社　確定給付企業年金　清算人　肌勢　貴俊